

入札制度の一部改正について

平成 26 年 2 月
笠間市総務部財政課

笠間市では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の確保に取り組んできたところですが、適正価格での契約の推進と公共工事の品質確保を図るため、建設工事等の入札・契約制度を下記のとおり一部改正します。

記

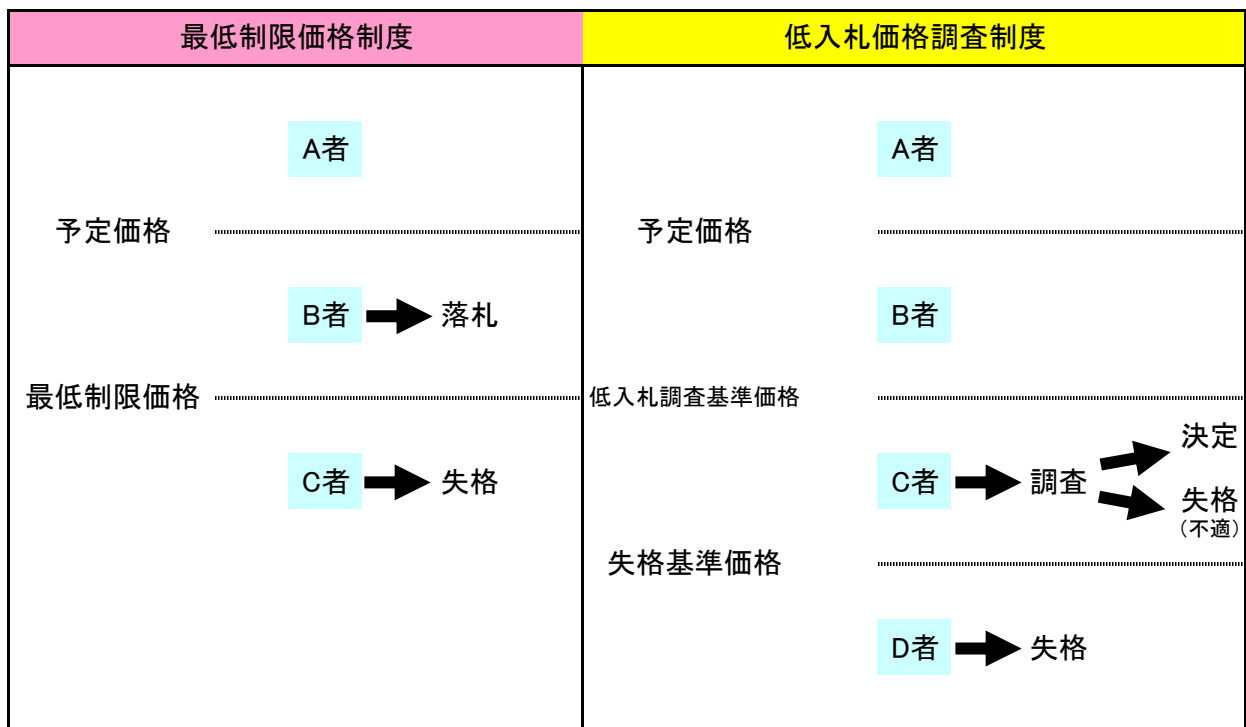
- 1 改正内容 最低制限価格制度の対象とする建設工事を、予定価格 130 万円以上 6 千万円未満のものとし、低入札価格調査制度の対象を予定価格が 6 千万円以上のものとする。
- 2 施行日 平成 26 年 4 月 1 日
- 3 笠間市建設工事最低制限価格制度取扱要綱 新旧対照条文

改正後（一部改正）	現 行
(対象建設工事) 第 2 条 対象とする建設工事は、予定価格 130 万円以上 6 千万円未満のもので予定価格を事前公表しないものとする。	(対象建設工事) 第 2 条 対象とする建設工事は、予定価格 130 万円以上 2 千万円未満のもので予定価格を事前公表しないものとする。

- 4 笠間市低入札価格調査制度実施要綱 新旧対照条文

改正後（一部改正）	現 行
(適用の対象) 第 2 条 この告示は、入札により請負契約を締結しようとする建設工事のうち、予定価格が 6 千万円以上のものについて適用する。	(適用の対象) 第 2 条 この告示は、入札により請負契約を締結しようとする建設工事のうち、予定価格が 1 千万円以上のものについて適用する。

1. 最低制限価格制度と低入札価格調査制度のイメージ図



2. 最低制限価格制度と低入札価格調査制度の改正前と改正後の対象範囲比較表

予定価格 (単位:万円)	改正前	改正後
6,000	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度
2,000	最低制限価格制度	最低制限価格制度
1,000		
130		